

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡北栄町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金142,171円を支払うものとする
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年2月10日

(2) 事故発生場所

倉吉市国府地内

(3) 事故の状況

鳥取県立倉吉農業高等学校所属の職員が、公務のため小型特殊自動車（農業作業車）を運転中、交差点を右折しようとした際、誤った方向に方向指示器を出し、交差点手前において後方から追い越そうとした和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、同車両が破損したものである。